

# 広島市消費生活センターだより

## 点検商法のトラブル その契約、本当に必要ですか？

屋根がはがれているのが  
見えました  
無料で点検しましょうか？



この給湯器、  
使い続けていると  
火をふきますよ

分電盤は4年に1回の  
法定点検が必要です

### アドバイス

— 消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター イヤヤン

- 点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる商法です。
- たとえ「無料」と言われても、電話や訪問で点検を持ち掛けてきた業者には、安易に点検を依頼せず、本当に必要なものなのか、複数の事業者から見積りを取るなど十分に比較・検討し、納得した上で契約しましょう。
- もしかしたら強盗の下見かもしれません。家族構成や貴重品の保管状況など、個人情報をお安易に教えないようにしましょう。
- 点検を断ることができず訪問された場合には、インターホン越しに点検を断り、家の中には入れないようにしましょう。断っても業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

## 広島市消費生活センター

# ☎082-225-3300

開館時間：10時～18時

休館日：火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、  
もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月～金曜日 9時～17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料  
秘密厳守  
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。

